

実録的写本『三国悪狐伝』の伝本について

馮 超 鴻

一、問題の所在

享和三年（一八〇三）に江戸で刊行された『絵本三国妖婦伝』（高井蘭山著・十五巻）、およびその二年後（一八〇五）に上方で出版された『画本玉藻譚』（岡田玉山画・五巻）を経て、狐妖あるいは玉藻前をテーマとする作品が、ほぼ毎年多岐に亘って作り出されてきた。¹⁾この二書の出現が、近世における狐妖にまつわる一つのブームを湧き起こした。

そして、この二作品の形成上に影響を与えたのが、『三国悪狐伝』（別名『悪狐三国伝』・著者未詳・寛政九年か）という実録的写本である。²⁾『三国悪狐伝』の存在なくして、『絵本三国妖婦伝』と『画本玉藻譚』の出現は望めない、と言っても過言ではなからう。『三国悪狐伝』はいわゆる三国伝来の狐変妖婦譚を物語っている。

すなわち、九尾の狐が唐土では妲己と化して殷の紂王を魅惑し（妲己譚）、失敗した後天竺に逃げ込んで花陽夫人と変じて斑足王を魅了

する（花陽夫人譚）。退治された狐妖は再び唐土に戻り、周の幽王の愛妃である褒姒となつて悪事を為すが、失敗を喫する（褒姒譚）。狐妖は最後に本朝に渡り、玉藻前と変じて鳥羽院を誘惑するが、陰陽師安倍（部）泰近に正体を暴かれ、玄翁によつて成仏する（玉藻前譚）。

『三国悪狐伝』に関する先行研究は、主に『絵本三国妖婦伝』と『画本玉藻譚』への影響に注目している。後藤丹治によつて、『三国悪狐伝』が『絵本三国妖婦伝』に利用されたことは考証され、堀誠はさらに『三国悪狐伝』の巻数に着眼し、その確実な影響を指摘する。『画本玉藻譚』への影響については、筆者も少しく分析を試みた。また、山下琢巳は、「寛政九年（二七九七）」の年記を持つ伝本、およびその他十三本の伝本を取り上げ、『三国悪狐伝』の成立年次を推測する。³⁾

調査を進めていくと、『三国悪狐伝』の伝本が非常に多いことに気付く。これらの伝本は貴重な研究材料となるが、管見の限り、『三国悪狐伝』の伝本に対する専論が見当たらず、わずかに山下の論文において伝本の内容に言及される程度である。山下は性格が異なる二本

を除いた残りの十二本に対し、「写書の過程で生じた誤字・脱字や表記・言いまわしの相違といった程度の異動がみられるのみでおおきな異文といったものはない」とまとめる。あるいはこれは、調査した伝本が異なることから生じた異同かもしれないが、筆者が目撃した二十六本の『三国悪狐伝』の伝本の間には、単なる脱字や言いまわしの範疇を超える異文や、注記の多寡等のかなり顕著な異同が見つかり、伝本に対して改めて整理・分析が必要だと思われる。

一方、山下は「寛政九年」の年記を持つ伝本に対し、「この種の記載が、そのまま信用できないことはよく言われることであり充分な考察を要する」とも述べている。今回の調査では、「寛政九年」の年記を有する伝本を閲覧することはできなかったが、一定数の伝本を精査し、見えてきた各本の相違と特徴から、源流となる祖本を内容的に推定するのも有効な方法だと言えよう。

本論ではまず『三国悪狐伝』の伝本を整理分析し、分類を行った上で、祖本の内容に対して推定を試みたい。

二、伝本の分類

今回の調査では二十六本の『三国悪狐伝』の伝本を対象として、各伝本の書誌的情報を末尾の【附表】に整理した⁴⁾。表に示した通り、性格が異なる二本を除き、これらの伝本を甲・乙・丙の三系統に分類できる。前もって言えば、まず甲系統と乙系統は記載内容上の多寡、注記の条数の観点(後述)を根拠とするもので、丙系統は甲乙二系統が

混合したものである。系統を甲乙に分ける根拠を提示し、かつ丙系統については後述したい。

I 内容の相違

【附表】の「標題条数」に示したように、各伝本(欠文が含まれる架蔵A本と不全本を除く)はいずれも二十六条の標題を持ち、物語の本筋と関わる大きな異文は存在しない。このことから、『三国悪狐伝』は成立当初より、既に二十六条の体裁を持っていたと推測される。また、『三国悪狐伝』は写本であるため、伝写の過程で書写者間による微細な表現の相違が認められる(山下が言う「言いまわし」に当たる)。しかし、これらの表現上の違いを除き、甲・乙の系統を比べると、乙系統に共通する内容の相違が看取できる。現に早大本を甲系統の底本とし、架蔵D本に拠って乙系統本の内容を示す⁵⁾。

例えば、第十八条「安部播磨守泰近恥辱を請る事並加茂明神靈夢の事」の部分である。玉藻前が鳥羽院を妖惑するが、安部泰近が占いによって玉藻前の正体を知り、玉藻前との対面を請う。甲系統では、

〔甲系統〕人皇七十四代鳥羽院と申奉るは、実に大度の君成しが、上たるの行ひを失ひ、御身のあやうき事、誠に其位を勤て其外をねらわず、此事成べし。▼去程に、安部播磨守泰近は、禁庭より御召によつて、裳束を改め清涼殿に出ければ……

とあり、鳥羽院を批判した後、直接泰近の参上を述べる。乙系統では、〔乙系統〕人皇七拾四代鳥羽院と申奉るは、元は寛仁大度の君に

て、一天四海の御主にて渡らせ給へしが、上たるの行ひ失ひ給へ、既に玉体のあやふきに至り、是其位を勤行ひ其外を願はずとは、此事成へし。既に此度、玉藻前の業にして御脳に渡らせ給へしに、安部泰近周易の名人たる故に、玉藻前の所為也と云事をしりし故、再度此儀を関白殿へ申上たりし所に、玉藻前は直に対談せむといふに付て、既に其日に至りしかは、安部泰近は装束を改め御殿へ出るに……

とあり、多少の表現の相違があるが、鳥羽院を批判する内容が共通する。しかし、甲系統と異なり、乙系統では泰近が関白に対談を請うことが言及されてから（傍線部）、泰近の参内を記述する。すなわち、甲系統の▼に相当する箇所には、乙系統では下線部の内容が増益されている。これは架蔵D本のみならず、乙系統の伝本全てにおいて見られる特徴である。⁽⁶⁾

このような増益箇所は『三国悪狐伝』の他の部分にも見出される。第二十二条「狐泰近に化して八郎謀る事並八郎山鳥の尾持帰る事」の末尾に、

〔甲系統〕（前略）時に八郎宗重は、先暫く訴へも少しすくなき故、其儘にさし置也。既に其時代崇徳院の御宇宝延（保元）の頃也。狐那須野に留りてはや二十年にも及しが、八郎しよふなきに依て、其儘に捨置て年月を送りけり。

〔乙系統〕（前略）時に宗重は、訴へも少なく成し故に、其儘に指置けるに、既に其時御代は崇徳院の御宇保延の頃也けり。狐那須

実録的写本『三国悪狐伝』の伝本について（馮）

野に來りてよりは最早今年迄二拾年に及ひしか、八郎も仕方なきによつて、其儘に捨置けるか、往來は絶てなく、衆民嘆き悲しみ、近郷近村の百姓も甚た稀に成て、哀れなりける有様なり。

とある。甲乙ともに、狐妖に対してなす術のない那須野の領主・宗重が描かれているが、乙系統では最後に往來の人々が途絶えること（傍線部）が記されており、これは甲系統にはない内容である。

また、第二十六条「玄翁和尚石魂と問答之事並殺生石佛花を得る事」の冒頭も同様である。

〔甲系統〕然るに建久七年に、播州法華寺に玄翁和尚といふ僧あり。是誠に道人也。其節は源平の戦ひも納り、頼朝公征夷大將軍に任せられ、鎌倉に御坐します。是に依て玄翁和尚、京都に至り此趣きを奏聞して、かまくら御坐します頼朝公へ願ひければ……

〔乙系統〕去程に、那須野、原の殺生石は、是迄貴僧教化するといへ共、却てこれに怨みをなして、貴僧達も即死に及ひける。誠に其執魂甚敷、斯て害を成す事四十余年に及ひける。然るに建久七年、播磨国法花寺の禪僧に玄翁和尚と云人有けり。是実の道人なりけり。其節は源平の戦ひも治りて、源頼朝卿征夷大將軍に任せられて、鎌倉におわします。是に依て玄翁和尚、京都に登りて此趣を奏問して、夫より鎌倉に至り、殺生石を教化致度願ひければ……

乙系統では、貴僧たちが殺生石への教化を試みるが、成功しないこ

と(傍線部)が記されるが、甲系統では類似する行文がない。このような甲・乙系統の異同は内容のみならず、標題の位置にも反映されている。

II 標題の位置

『三国悪狐伝』は二十六条の標題を有するが、そのうち、第九条「^ぎ耆婆花陽と医学を論する事並耆婆靈夢を蒙る事」の位置は、系統によつて異なる。甲系統では、第八条「孫晏大臣耆婆を執成之事 並華陽耆婆と問答之事」に次いで第九条が始まり、第九条の冒頭では花陽夫人が座に定まることが記される。

〔甲系統〕〔第八条標題〕孫晏大臣耆婆を執成之事並華陽耆婆と問答之事
去程に、耆婆は閉門の身と成て(花陽夫人との対面が許される)耆婆大ひに悦び、御殿におゐて畜生の体をあらはさんと待居たり。▼既に其日にいたれば、耆婆は装束を改め御殿に出ければ、大臣以下の諸官人に至るまで、今日は御殿におゐて華陽婦人と耆婆と問答あり、見物せんと追、来る(花陽夫人の身貌を見るや)諸人これを見て心もそらに成て、うつ、のごとくながめ居たりけり。

〔第九条標題〕耆婆花陽と医学を論する事並耆婆靈夢を蒙る事
斯て華陽婦人は御殿より出て座定りて、華陽、耆婆に向ひて申けるは……

これに対し、乙系統では、

〔乙系統〕〔第九条標題〕花陽と儀羽医学を論する事並儀羽靈夢を蒙る事
斯て其日もはや暮て明れば、儀羽ははや起き出て装束を改め、早朝御殿に出ければ、大臣以下諸官人等今日は御殿に於て、花陽婦人と儀羽と問答ありいで、見物せんと、追、出来りて……

と、最初から天竺の名医儀羽の参内を語り、甲系統と異なる。書写者による言いまわしの差違が多少存在するが、乙系統の第九条の二重線部は、甲系統の第八条の二重線部と内容的には同じである。つまり、乙系統の第九条の標題は、甲系統の▼に相当する部分に挿入されている。これも乙系統に共通する特徴である。

III 表現の相違

前述のように、各伝本は多少の表現上の相違が認められる一方、各伝本に共通する表現も看取できる。同じ場面であっても、系統によつて表現や使用される言葉が異なる場合が少なくない。二つ例を挙げる。

甲系統の第七条「棄刃大臣忠死之事 並花陽病氣付耆婆閉門の事」の冒頭では、

〔甲系統〕斯て班足大王は華陽婦人に心をうばわれ玉ひ、何を申上ても花陽の申通りになされて、日、おごり増長して、人を殺す事をこのみ、諫言するものをば、即坐に手討に被成候もの、数をしれす。

と、悪逆無道の斑足王を描写するのに、狐妖が化した花陽夫人に心を

奪われ、花陽夫人の言葉は何でも聞き入れること（二重線部）が記述されている。一方、乙系統では、

〔乙系統〕 偕も斑足大王は御酒宴に月日を送り、奢り増長して、是を諫言する者有は、即時に御手打被^{成カ}なし、且は民百姓を殺して慰として、悪逆増長いわんかた無く……

と、花陽夫人に心を奪われることに触れず、代わりに酒宴に月日を送る斑足王の振る舞い（波線部）が記されている。

また、第八条「孫晏大臣耆婆を執成之事 並華陽耆婆と問答之事」の冒頭でも、同様の相違が認められる。

〔甲系統〕 去程に、耆婆は閉門の身と成てより、口おしくおもひ、何卒して花陽退けずんば、国家の為よろしからすと、日夜此事はかりに心を配り暮すといへども、すべきよふなく、いたつらに日を送りけるか……

〔乙系統〕 去程に、儀羽^{耆婆}は閉門の身と也てより、心は只夜刃^{又カ}のごとくにおもひ共、すへき様なく、我館に引籠りてのみ居けるか、何として花陽を退ぞげんと、さなき時には、国家のため宜からんと、日夜心を碎て工夫すれ共、何とも謀計の施すへきやうなく、徒に其日を送りけるか……

甲系統では、謹慎の身となった耆婆が「口惜しく思い」（二重線部）と表現されるが、乙系統では「心は夜刃^{又カ}のごとくに思い」（波線部）とする。この箇所と同様の差異は、甲系統と乙系統の全体においても見出される。

IV 注記の多寡

甲系統と乙系統の相違点の中でその最たるものは、注記の数、および注記の内容の多寡にある。このような注記の多寡が、甲系統と乙系統のいずれの系統が『三国悪狐伝』の祖本の形を伝えているかを判断する鍵ともなり、重要な意味を持つ。

『三国悪狐伝』の全編を通して、文章の途中あるいは最後に、「私に曰く」、「評に曰く」、「曰く」等の文言から始まるいくつかの注記が施されている。識別しやすくするため、これらの注記はほとんどが原文より少し下げて記入され、物語の本筋とは直接関わない付加的情報を提示している。このような性格を持つためか、注記は伝写の際に往々にして省略され、数も伝本によってまちまちである。【附表】の「注記条数」に示したように、不全本を除き、数の最も多い伝本が、早大本・千葉B本・架蔵B本・架蔵F本・横山B本の十七条であり、最も数の少ない伝本が、九大A本の八条であった。以下、甲系統に属する早大本を底本として、十七条の注記の全貌を示す（紙幅に限られるため、第二・七・十一條は要約のみ）。

注記 番号	在所	内容
一	譚己姐	私にいわく、此ほうらくの刑といふは、銅の柱を拵へ、其中へ炭をおこし、是を殿中に立て、刑に行ふべきものを、抱付せる也。
二	譚己姐	爰に太公望と云人有、(太公望が奇術を使い、木こりの命を助け、餌を付けずに魚を釣る。) ⁸⁾
三	譚己姐	曰、伯夷叔齊は深山に至りてわらひ計喰けるか、周の世に至りて、太公望の仰にて尋行、伯夷に対面して、何国にても国土にあらざる所無之、厥も周の国土に生る、物なりといふ。是より、二人終に餓しすめしとなり。誠に古今の義元(士力)なり。
四	譚己姐	私にいわく、陽銅山は書に見えたれとも、我鬼先生並龐杯と云者、何の書に成れ何の書より出しけんかな。其実を知らず。最照魔鏡を受し故、終に達妃を退治せよ(し力)、是鏡の徳なるべし。
五	譚己姐	私にいわく、殷と周の戦ひは、武王軍談にくわしければ、爰に略す。曰く、殷亡びて武王位につら(く力)のとき、本朝に地神五代尊不合尊の末の御代に当るとかや。
六	譚己姐	私にいわく、此女の衣裳に鶴裳といふ、(この服は農夫が鶴を助け、鶴女房が作ったものだ。)
七	花陽夫	是鉢の木の謡ひ浄瑠璃にいて、諸人知る所也。依て此詩のいわれ又鶴裳の緋のいわれを、爰に記計哉。
八	花陽夫	曰く、惜哉、此時大王心付給ひなば、後の災ひなきものを、心付ざりしは、是に全く気を奪われ玉ひし故也。
九	人	私にいわく、耆婆名医の名を得たる事、野狐樹にはあらず葉王樹也。此葉王樹は人間の五体ありくと見へすきて、五臟六肝(腑力)の不足を是にて見はけ、しかうして葉を調合するゆへ、的中せずといふ事なし。故に名人の名を得たり。此事に野狐樹とかきしは、狐の一件の書成がゆへに、かく書しものなるべし。
十	譚	私にいわく、此灯台のせめといふは(両手足を括つて頭に蠟燭の火を置く刑罰だ。仲磨はこの刑罰を受けた際に、三笠の山の歌を読み、この刑罰によって亡くなる。)
十一	玉	曰く、吉備大臣入唐して衣に縫をする事、唐土にて是をおほへ来りて、我朝におおてはじめ給ふ。此時、布の丈二丈六尺に定る也。
十二	玉	

番号	前藻
十三	私にいわく、山鳥の尾のふの十三有は、懐中して旅などに趣時に、丸く輪にして、其中今のそき見る時は、其舩頭れわかる也。尾をやく輪にして、今に於て其規式有て是を弓の三ツもの必す懐中すべきもの也。ふの十三有はまれものなり。
十四	曰く、三浦之介上総之介、禁庭におおて犬を以て狐かりの稽古をする事、例となりて、今に於て其規式有て是を弓の三ツものといふ。やぶさめ、笠掛、犬おふ物とて、今におおて例年禁庭にて行る。斯て三浦之介上総之介は稽古怠らず致ける。
十五	秦成とあれども、秦近実正也。安部(倍)清明より五代の孫也。四代目を安成といふ。此時代には安成老病にて死去す。秦近相統して四十二歳の年清涼殿におおて曇目の祈禱行ふ。野須野之原にて狐かりの節は行年八十一歳也。翌年に死去す。是を見るに其日記(実説力)をかながうべし。
十六	曰く、石の二ツにわれし中より、紅ひの氣立登り、西に行て消失けり。是長州萩か安芸城下今七里餘り在郷へ止まりて、人みん(な力)恐れて是を神にまつり、社を立て玉藻大明神と名付、毎年九月廿八日祭礼有。又鎌倉に納りし地藏尊、鎌倉没落の後足利義満公京都の真女堂におさめ給ふ。是を將軍地藏といふ。京都に趣き今は參詣をとげて、弥実説を知り給ふと也。
十七	

このような注記の数量の多寡は系統によつて異なる。第十条の注記について、右に示した甲系統では、天竺の名医耆婆が野狐樹やこじという不思議な木を用いて花陽夫人の正体を暴き、花陽夫人が逃げ去つた部分の次に、このような注記が付されている(再掲)。

〔甲系統〕(第十条注記) 私にいわく、耆婆名医の名を得たる事、野狐樹にはあらず葉王樹也。此葉王樹は人間の五体ありくと見へ

すきて、五臟六肝（腑カ）の不足を是にて見はけ、しかうして薬を調合するゆへ、的中せずといふ事なし。故に名人の名を得たり。此事に野狐樹とかきしは、狐の一件の書成がゆへに、かく書しものなるへし。

耆婆が薬王樹によつて名声を得たことが一般的に言われるが、この作品で敢えて野狐樹と書くのは、狐妖を物語る一書だからだと述べている。しかし、不全本のため注記の所在が確認できない堀C本以外の乙系統の諸本では、この第十条の注記が全く記載されていない。⁹これは単なる書写者の脱漏とは考え難く、乙系統に共通する特徴だと言えよう。この相違が生じる理由は後述する。

系統によつて現れる特徴は、注記の内容の多寡からも看取できる。物語の最後では、玉藻前が那須野に逃げ込み、三浦介（みづらのすけ）と上総介（かすまのすけ）に殺されて殺生石となるが、ようやく玄翁によつて煩惱から解放される。この部分の末尾に、甲系統では第十七条の注記が施されている（再掲）。

〔甲系統〕（第十七条注記）曰く、石の二ツにわれし中より、紅ひの氣立登り、西に行て消失けり。是長州萩か安芸城下（七里餘り）在郷へ止まりて、人みん恐れて是を神にまつり、社を立て玉藻大明神と名付、毎年九月廿八日祭礼有（下略）。

玄翁に教化されて碎かれた殺生石より、紅の氣が立ち昇つて安芸国に止まり、人々がその場所に社を建立して「玉藻大明神」として祭る、という内容である。この注記が『三国悪狐伝』の全編の最末尾に位置

する。乙系統では、

〔乙系統〕（第十七条注記）私に曰く、かの石の二ツに割し時中より、紅氣の立昇りて、遙かに西の方へ行て消失けるが、是は長門の国萩の城下（七里餘り）脇に当りて在郷にそ止りける。人々大に恐れて打寄相談をなして是を一座の神に祭りて、社を建て玉藻大明神と名号て、毎年九月廿八日祭礼の事ありけるとぞ。則予（予カ）其かみ西国へ趣きたりし時に、其辺りに行て是を見たる也。今は星霜を経て僅の小宮にして、祭礼の事もいつしか止みてなきと云ふ事を、処の百姓に聞及ひしと也（下略）。

と、甲系統と共通する内容が認められると同時に、「予」がこの「玉藻大明神」を参観しようとしたが、当地の百姓から、「時の流れに於て社が小宮となり、祭礼も無くなった」との話聞いた（傍線部）、という内容が増益されている。

このように、甲・乙系統に分ける根拠を四点提示してきた。残りの丙系統に関しては、弘図B本と横山B本は基本的に甲系統の特徴を持つが、弘図B本は「Ⅲ表現の相違」の第七条で述べた乙系統の「酒宴に月日を送り」の表現（波線部）を有し、横山B本は「Ⅰ内容の相違」の第十八条で掲示した乙系統の「既に此度……」の部分（傍線部）を有している。これは伝写の際に、甲系統だけでなく乙系統の伝本も参考にした結果、両系統の内容が混合したものと考える。

以上、第十・十七条の注記では系統によつて異同が認められるが、一歩踏み込んで考えたとき、これらの相違から如何なるものが見えて

くるであろうか。

三、祖本の推定

祖本の推定を試みる前に、まず『三国悪狐伝』の作品の特徴、および注記の性質を確認しておく。

『三国悪狐伝』の全編を俯瞰すれば、他作品から内容を借用し、それを作品に融合して一つの作品として仕上げる、という著者の姿勢が強く現れ出ている。具体的に言うと、『三国悪狐伝』の妲己譚と褒姒譚について、夙に曲亭馬琴に「周の褒姒を、殷の妲己に作りかえしは、後人の所為にして、通俗武王軍談に縁れるなるべし」と指摘されたように、『通俗武王軍談』が強く関与している。殷周の戦いや、狐変妲己・褒姒の内容は悉く『通俗武王軍談』に取材し、掘誠の注目した第五条の注(後述)には「武王軍談」の書名が明記され、さらに『通俗武王軍談』の確実な影響を示唆している。また、山下琢己が指摘するように、花陽夫人譚における著婆による狐退治などは『勸化白狐通』に依拠している⁽¹⁰⁾。それに加えて、玉藻前譚においては、玉藻前の身より光を放つことや、祈りの際に幣取りに命じられるなど、「玉藻の草子」より吸収した形跡がある一方、『安倍仲麿入唐記』や『安倍晴明物語』に記載される野馬台詩や仲麿・吉備入唐説話を利用した内容も存在する⁽¹¹⁾。

他作品からプロットを融合させる際に、注記という体裁がよく用いられている。例えば、前掲の注記第二条は、三丁半に亘って太公望の

事蹟を叙述し、第七条は鶴裳の紹介を通じて鶴女房の話を挿入し、第十一条は仲麿の灯台の責めを受けて亡くなった内容を物語る。

一方、第一・三・十四・十五条のように、物語に現れる「炮烙」、「伯夷叔齊」、「山鳥の尾」、「弓の三物」について注釈するものや、第九条のように、斑足王が花陽夫人の正体に気づかないことに、コメントを加えた注記が散見する。と同時に、第六・十二条のように、本朝の時代や吉備の事蹟を補説したり、第八条のように、引用した詩の出所を示す注記もある。『三国悪狐伝』の全体に亘って、注記が本筋以外の情報を付加し、作品の一部として重要な役割を果たしている。これを分析する際に最初に浮かび上がるのは、これらの注記が、一体、誰の手によるものなのかという疑問であろう。これを解くには、作品の創作意図を示唆するいくつかの注記がポイントとなる。

まず第五条の注記では、『三国悪狐伝』が周武王の伐紂の経緯をかなり簡略化していることに対し、『通俗武王軍談』が詳しいので敢えて省いたと説く。「爰に略す」の表現から、『三国悪狐伝』の著者が創作する際に、省略の理由を自ら述べていると推測され、著者自身による注記であることを強く示唆している。

同様の言葉は、第十六条にも存在する。先述のように、『三国悪狐伝』は「玉藻の草子」と『勸化白狐通』を利用している。「玉藻の草子」と『勸化白狐通』において、狐妖を退治する陰陽師は安倍泰成である。しかし、『三国悪狐伝』では敢えて安倍泰成を用いず、安倍泰近と記す。その理由として、注記に提示された考証により、泰近が時代的に

合致し「実正しい」ためである。泰近を用いた意図を説明することから見て、この注記も『三国悪狐伝』の著者によるものと考えてよからう。また、第十三条では、狐妖がなぜ吉備の船に乗って日本に渡来したのかを説明し、渡日後、「時の至るを相待ける」と、狐妖の行動について補説し、物語の次の部分に繋げている。これも著者によるものと判断される。これらの注記に現れる各表現が、『三国悪狐伝』の著者自身によって書き記された可能性は極めて大きい。

同時に、第十七条に「弥実説を知り給ふ」、第十六条に「其実説をかんがうべし」（早大本に誤写があり、架蔵F本によって正す）とあり、「実説」を重んじる一面も窺われる。これは実録物というジャンルと関わり、事実に基づく特性を現わす。第四条にいう我鬼先生と龐杯は、『通俗武王軍談』に登場する雲中子と雷震子に由来し、虚構した人物と推測されるが、実録物の特性に配慮するためか、第四条では故意に「其実を知らず」と述べる。

これらを踏まえ、「IV注記の多寡」に挙げた甲系統にしか存在しない第十条に戻り、改めて考察を加える。第十条の二重線部に注目すると、著者が持つ薬王樹をこの書で野狐樹に改める理由が述べられている。前述の第五・十六条のように、創作意図を自ら注釈し、野狐樹に改めた所以を説明しているため、この注記も『三国悪狐伝』の著者が付加した説明だと理解できる。ただし、二重線部では「かく書しものなるへし」と表現され、「なるべし」は一般的に推量の意味を持つ¹²⁾が、野狐樹と記す理由を言い切らずに推量するのは、先述の第四条にも見

られる、虚構や創作した部分に対して、断言を避ける傾向と関わるためであろうか。

この第十条の注記について推測すると、これがともとも『三国悪狐伝』の著者によって付けられたもので、ある程度伝写された後に欠落したか、または省略された。第十条の注記のない写本は、繰り返し伝写されて広がり、結果として、それが乙系統に反映されていると考えられる。

しかしその一方、注記の中には、『三国悪狐伝』の著者ではなく、書写者による添加と考えられる部分も見出される。改めて「IV注記の多寡」の第十七条を検証する。甲系統と比べ、下線部のように、乙系統では「予」が「玉藻大明神」を見物しようとする内容が付加されている。また、細かく見てゆくと、乙系統の記述が甲系統とはわずかに異なっている。乙系統では「とぞ」（重点符）が加えられていること¹³⁾から、「玉藻大明神」の経緯および祭祀についての部分は、「予」が他所から取得した情報であることを示唆している。また、下線部では、「星霜を経て僅の小宮にして、祭祀の事もいつしか止みてなき」と、地元の百姓から伝え聞いたことが述べられ、下線部以前の部分と比べると、時間差が存在している。これらを踏まえると、下線部は先ほど提示した第十条と異なり、『三国悪狐伝』の著者によるものとは考えにくい。おそらく、下線部の「予」が書写者の一人で、『三国悪狐伝』にもとから記された第十七条の注記から、「玉藻大明神」の存在を知り、これに対して、実際にその真偽を確かめた上で、下線部のような

行文を付け加えたと考えられる。下線部の叙述を有することから、乙系統は甲系統に基づいて、増補添加したものと考えられよう。

第十条と合わせて見ると、乙系統において、第十条のような『三国悪狐伝』の著者が記したと思われる注記が欠落し、第十七条の注記の下線部に記載される書写者による添加が含まれることから、乙系統が甲系統より後に成立したものであり、甲系統がより祖本に近い形を持つと推察される。ただし、誤字・脱字の問題を視野に入れると、今回調査した甲系統の中に、十七条の注記を持ち、かつ誤字・脱字が少ない伝本が伝存せず、遺憾ながら祖本により近い伝本を提示することができない。しかし、今後調査をさらに進めてゆけば、祖本により近い形を持つ伝本を発見できるかもしれないと期待している。

四、結語

最後に、性格が異なる千葉C本と千葉A本について簡単に説明したい。千葉C本では、吉備大臣が解読した「野馬台の詩」の全文が引用されるほか、詩の由来(梁の宝誌和尚が天女の残した文字を集めたもの)や、「東海姫氏国 百世代天工」より始まる詩句ごとに、注釈が施されている。これは高井蘭山が著わした『野馬台詩国字抄』(寛政九年・一七九七)を利用し、『三国悪狐伝』に取り入れたものである。そして、千葉A本は『三国悪狐伝』を簡略化した一本と考える。

以上、今回目録した二十六本の『三国悪狐伝』の伝本について考察してきた。本論をまとめると、独特な個性をもつ千葉C本・千葉A本

の二本以外に、欠文や乱丁が含まれる伝本と不全本を除外し、残りの十六本の完本は、ともに二十六条の標題を持つ。これらの完本を精査し、甲乙二つの系統に分けた。二つの系統の間には、書写者の言いまわしを超えた内容の相違や、標題の位置や、用いる表現の相違が見出せる。また、乙系統は、『三国悪狐伝』の著者が記したと考えられる第十条の注記を持たず、第十七条の注記においても、書写者によると推定する添加が認められることから、乙系統は甲系統より後に成立した伝本であり、甲系統は源となる祖本により近い形を持つと推察される。

今日に伝わる『三国悪狐伝』の伝本は実には多い。今回は二十六本の伝本を調査したが、調査する伝本の数の増加につれ、『三国悪狐伝』の伝本の全体像、ないし未だ発見されていない特徴が見つかるかもしれない。『三国悪狐伝』に対する更なる調査を、今後の課題として残したい。

注1) 文化三年(一八〇六)浄瑠璃『絵本増補玉藻前職袂』の改作、文化四年歌舞伎『三国妖狐(婦)伝』の上演、文化五年合巻『玉藻前竜宮物語』の出版、文化六年合巻『玉藻前三国伝記』の刊行などが挙げられる。

注2) 今回閲覧した諸伝本では『悪狐三国伝』の書名が多いが、曲亭馬琴『玄同放言』『宋陳彭年綽号』の条に、「又国俗の所云九尾狐は、三国悪狐伝(一名三国妖婦伝)てふ、草子物語より出たり」とあり、近世より呼ばれてきた『三国悪狐伝』の名称を取って用いる。

注3) 後藤丹治『三国妖婦伝について』(『説林』三巻一号・一九五一・三頁)、堀誠『『三国悪狐伝』と玉藻前説話の変容』(『日中比較文学叢考』・研文

出版・二〇一五・五五〇六一頁 初出 一九八八)、山下琢巳「実録的写本『悪狐三国伝』の成立について」(『読本研究』第四輯上・溪水社・一九九〇・一一六頁)、拙稿「読本『画本玉藻譚』生成考——狐変妖婦説話との関わりを中心に」(『国文学研究』一八九・二〇一九・六四〇―六八頁)による。

(4) 拙稿「玉藻前と照魔鏡——『絵本三国妖婦伝』と『画本玉藻譚』における「狐妖退治」の形成をめぐって」(『和漢比較文学』六二・二〇一九・三四頁)には、『三国悪狐伝』の伝本に関する簡単な整理がある。【附表】の伝本の番号を付ける際、それを参考にした。

(5) 早大本と架蔵D本を選ぶ理由として、『三国悪狐伝』の序文に「十五卷之書」とあり、『三国悪狐伝』に依拠する『絵本三国妖婦伝』の序文にも「狐婦之伝十五卷」とあることから、早大本はもとの十五卷の体裁を持つと考えられるからである。架蔵D本は四卷の体裁を持つが、ほかの伝本と比べ、誤写が少ないため底本とした。

(6) 不全本の諸本と乱丁の副島本は、この特徴に関しては未詳。

(7) 堀C本は不全本で、この部分が見られないため、この特徴に関しては未詳。

(8) 早大本では「曰」がなく、原文より下げずに記載されるが、「伝曰」、「曰」と記して原文より下げて示す伝本もあるため、この部分を注と見なす。

(9) 横山A本の該当部分に、第十条と異なり、「班足王ノコト仁王般若經ニ見タリ。耆婆野狐樹等ノコト見エズ。何レノ書ヨリ出タルヤ。訳人ノ名モ不知。甚タ不審ト言ベシ」と記される。筆跡から判断すれば、横山A本の書写者によるものであるが、伝写の際に野狐樹のことを疑問に思い、付け加えたと考えられよう。

(10) 曲亭馬琴「玄同放言」「宋陳彭年緯号」、前掲した堀誠の論文の六四頁と山下琢巳の論文の二二六―二二九頁による。

(11) 『三国悪狐伝』と近世の狐譚との関わりは、拙稿「実録的写本『三国悪狐伝』と近世の狐譚——その利用を視点として」(『近世文芸 研究と評論』九七号・二〇一九)を参照されたい。

実録的写本『三国悪狐伝』の伝本について(馮)

(12) 伝本によって該当部分が異なる。架蔵F本では「斯印し置者也」と推量を用いない。

(13) 下線部を有するが、「とぞ」の表現が欠落する伝本もある。

※本論の引用に当たり、句読点、振り仮名、傍線、重点符などは、筆者によって適宜施した。漢字は正字に改めた。括弧の中の説明は、筆者によるものである。

※中村幸彦氏・長島家・福井市図書館・黒川市公民館・副島家・横山邦治氏・弘前図書館蔵本は、国文学資料館蔵マイクروفイルム・紙焼による。

謝辞

伝本の閲覧に便宜を図った諸機構と諸氏に御礼申し上げます。特に堀誠先生と千葉俊二先生に、所蔵本の閲読を快諾していただき、また、架蔵A本は同学荻原大地氏より譲っていただいたものです。心より感謝を申し上げます。

【附表】調査した二十六本『三国悪狐伝』の伝本の書誌的情報

所蔵	系統	表題	冊数	巻数	標題条数	注記条数	年記	備考
堀誠氏 (堀C本)	乙系統	悪狐三国妖婦伝	3冊か	3巻か	存16条	存9条(第10条所存不明)	天保八年	不全本
弘前図書館 (弘図A本)	乙系統	悪狐三国伝	3冊か	3巻か	存16条	存11条(無第10条)	不明	不全本
筆者架蔵 (架蔵D本)	乙系統	悪狐三国伝	4冊	4巻	26条	16条(欠第10条)	無	/
筆者架蔵 (架蔵C本)	乙系統	悪狐三国伝	5冊	15巻	26条	15条(欠第10、4条)	無	/
横山邦治氏 (横山A本)	乙系統	悪狐三国伝	1冊	15巻	26条	15条(欠第10、14条)	嘉永七年	/
堀誠氏 (堀A本)	乙系統	三国悪狐伝	3冊	15巻	26条	15条(欠第10、14条)	文化九年	/
副島家蔵本 (副島本)	乙系統	悪狐三国伝	1冊	2巻	26条か	乱丁のため、不明	無	乱丁
黒川市公民館 (黒公本)	乙系統	悪狐三国伝	7冊	15巻	26条	16条(欠第10条)	無	/
九州大学図書館 (九大B本)	乙系統	悪狐三国伝	3冊	15巻	26条	16条(欠第10条)	無	/
九州大学図書館 (九大A本)	乙系統	悪狐三国伝	2冊	不分巻	26条	8条(欠第3、4、6、9、10、12、13、14、16条)	無	/
福井市図書館 (福図本)	甲系統	悪狐三国伝	3冊か	15巻か	存13条	存12条(有第10条)	不明	不全本
長島家蔵本 (長島本)	甲系統	悪狐三国伝	2冊か	15巻か	存13条	存11条(有第10条)	不明	不全本
筆者架蔵 (架蔵F本)	甲系統	悪狐三国伝	4冊	15巻	26条	17条	無	/
筆者架蔵 (架蔵B本)	甲系統	悪狐三国伝	1冊	15巻	26条	17条	明治十五年	/
筆者架蔵 (架蔵A本)	甲系統	悪狐三国伝	1冊	3巻	23条	16条(欠文のため、欠第14条)	天保十四年	標題20、21、22条欠文
中村幸彦氏 (中村本)	甲系統	悪狐三国伝	2冊	2巻	26条	16条(欠第14条)	無	/
千葉俊二氏 (千葉D本)	甲系統	九尾三国伝	10冊	10巻	26条	16条(欠第12条)	無	/
千葉俊二氏 (千葉B本)	甲系統	悪狐三国伝	2冊	2巻	26条	17条	明治二十一年	/
堀誠氏 (堀B本)	甲系統	三国妖狐伝	2冊	15巻	26条	16条(欠第12条)	無	/
早稲田大学図書館 (早大本)	甲系統	悪狐三国伝	1冊	15巻	26条	17条	無	/

(続前表)

所蔵	系統	表題	冊数	巻数	標題条数	注記条数	年記	備考
筆者架蔵 (架蔵E本)	乙系統	悪狐三国伝	2冊か	15巻か	存13条	存12条(無第10条)	明治九年	不全本
筆者架蔵 (架蔵G本)	乙系統	悪狐三国伝	2冊か	5巻か	存14条	存10条(無第10条)	明治十四年	不全本
弘前図書館 (弘図B本)	丙系統	悪狐三国伝	2冊	2巻	26条	16条(欠第4条)	無	
横山邦治氏 (横山B本)	丙系統	悪狐三国伝	5冊	15巻	26条	17条	無	
千葉俊二氏 (千葉C本)		悪狐三国伝	3冊	3巻			無	
千葉俊二氏 (千葉A本)		不能識別(内題 三国悪狐伝)	1冊	不分巻			天保十年	

左記は性格が異なる二本